

## 別冊（参考資料）

- ・ 議題 2 . . . . p 1
- ・ 議題 4—1 . . . . p 2～4
- ・ 議題 4—2 . . . . p 1、p 5～7
- ・ 議題 4—3 . . . . p 1～2、p 5～7

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第42号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、平成28年2月18日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第29号及び同第30号は、平成31年3月1日をもって廃止する。

平成31年2月12日

令和3年2月4日一部改正

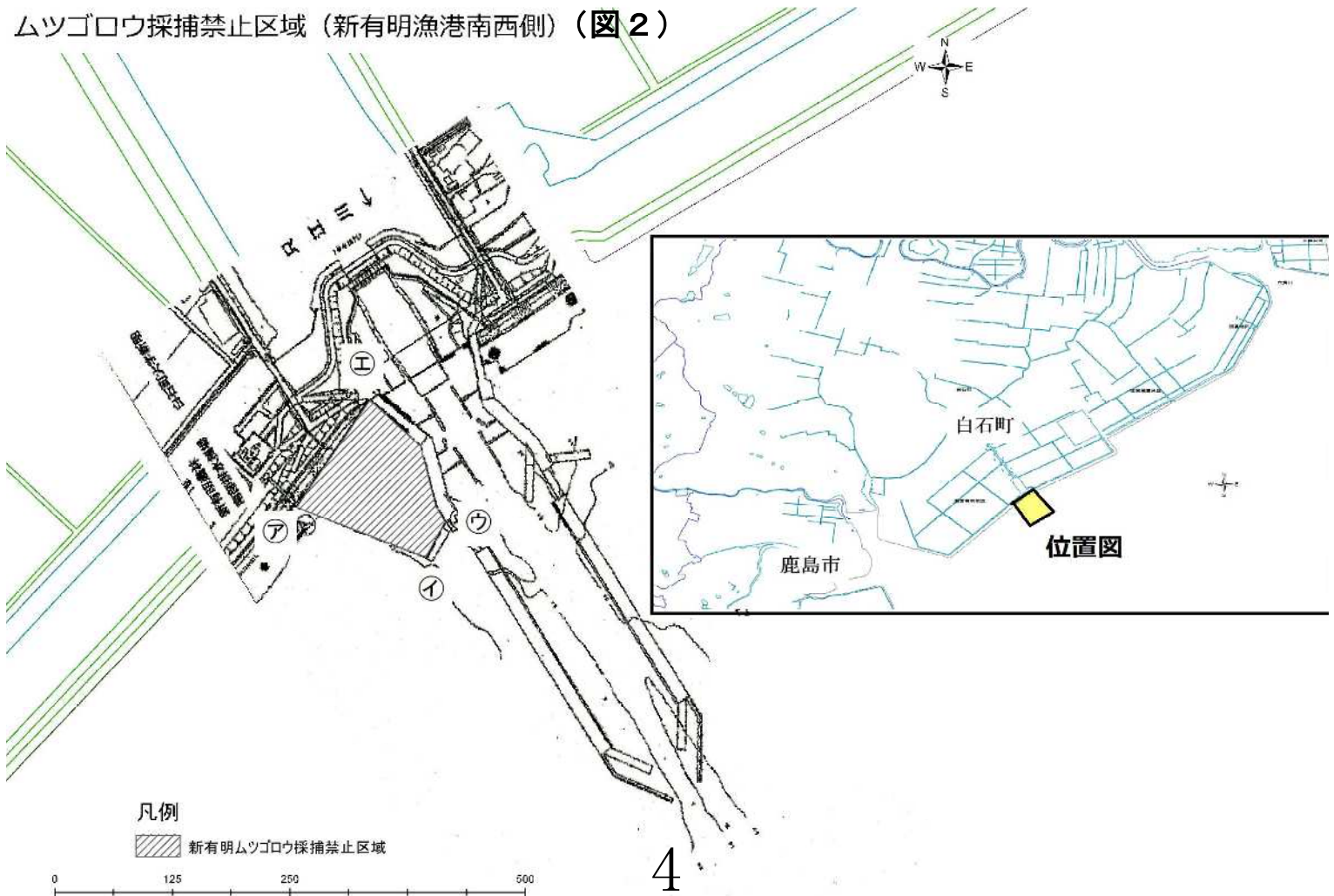
佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。  
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）  
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線  
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。  
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）  
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端  
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端  
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端  
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、平成31年3月1日から令和5年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

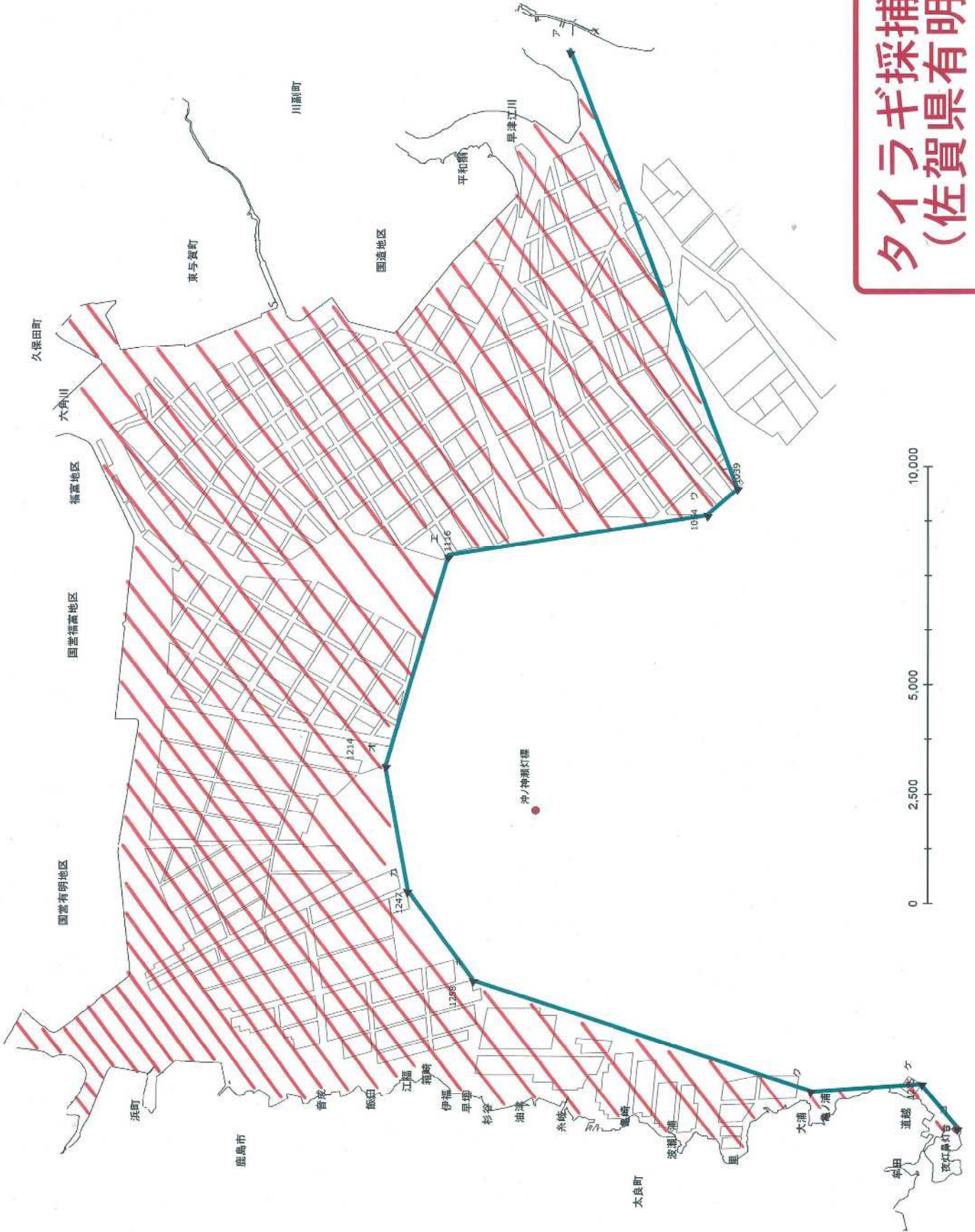
令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。



# タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第59号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年3月30日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒  
点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒  
点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒  
点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒  
点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒  
点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒  
点ク 亀瀬灯標  
点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒  
点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。